

健康保険組合への各種届出書の押印廃止の取扱いについて

厚生労働省の省令改正に基づき、健康保険における各種届出書類の押印が不要となりました。

つきましては、当健保への各種届出書等について一部様式(別紙一覧参照)を除き事業主、社会保険労務士、医師の押印は原則不要とし、押印欄を削除した新様式に変更いたします。

各種申請書の氏名は原則自筆にてご記入ください。

令和3年9月より届出書類を変更しますので、今後の届出書類は、[健康保険組合ホームページ掲載の「各種申請書」](#)又は「[こんなとき・・・](#)」よりダウンロードしてご使用ください。

尚、押印欄のある旧様式もご使用いただけます(押印は不要です。)

※ 一部対象外の書類もございますのでご注意ください。

■変更事項

- ★ 新書式の申請書につきましては、以下のような確認欄が追加されている場合があります。申請書提出者(含代理人)は必ず確認欄の①にチェックをご記入の上、ご提出ください。

(例)

確認欄	①②の確認後✓を入れてください。✓がない場合は確認が必要な為受理できない場合があります。
<input type="checkbox"/>	この届出については①または②の要件をみたしたものである
<input type="checkbox"/>	① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。
<input type="checkbox"/>	② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。 ※②は事業所が届出の記載を行う場合で事業所担当者が申請者本人に対し届出に誤りがないか確認を求め申請者が内容について確認した場合

- ★ **傷病手当金・付加支給金申請書、延長傷病手当付加金申請書**、の提出の際、以下の書類を必ず添付してご提出ください。

- ・医療機関より発行された「傷病手当金意見書交付料」の記載がある医療費明細書のコピー
- ・申請期間中の診察を受けた医療機関の領収書のコピー

添付がない場合には、健保にて医療機関からの請求記録等の確認を取るため、給付まで2～3か月の期間を要する場合があります。

※その他、注意事項を次ページに記載いたしますのでご確認願います。

■注意事項

※ 今回の変更は押印廃止のみであり、原本は必要なため紙での提出は継続します。

※ 記載内容に誤りがあるときは、今まで通り訂正印を使用して訂正願います。

※ 押印廃止にあたり、健康保険組合が内容確認を必要と判断した場合、被保険者、届出書に係る医療機関、事業所などに確認する場合がございます。

文書の偽造等、書類手続きに不正が見られた場合、処罰の対象となる可能性があります。

◎押印廃止対象外の書類

以下の届出書類は押印が必要となります。

- ①契約書、誓約書、同意書、委任状等、意思確認の書類の印
- ②請求書、領収書など金銭授受に関する書類の印
- ③出産育児一時金の市町村長の証明の印
- ④第三者行為の求償における添付書類
(事故発生状況報告書・人身事故証明書入手不可能理由書)の印
- ⑤開示請求手続きにおける被保険者(または遺族)と任意代理人の間で
取り交わす委任状の印
- ⑥口座振替申出書における「金融機関登録印」

詳細につきましては別紙「押印廃止対象外各種申請書一覧」及び
健保ホームページの「各種申請書」をご確認願います。

★ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ先：カシオ健康保険組合 適用業務担当

Mail : kenpo-tekiyou@casio.co.jp

TEL 03-5334-4263 FAX 03-5334-4655